資料－４

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書（案）

本資料は、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業における市と民間事業者のリスク分担の考え方を示すことを目的に公表するものであり、個別の要件を反映させた「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書（案）」については、入札公告時に示します。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書（案）

１	件　　名	新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備
２	工事場所	武蔵野市緑町３丁目１番５号地内
３	履行期間	平成【●】年【●】月【●】日から平成 31 年６月 30 日まで ただし、新工場棟の引渡予定日は平成 29 年３月 31 日 新管理棟等の引渡予定日は平成 31 年６月 30 日
４	施設整備費	金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （うち消費税及び地方消費税額）　金　　　　　　　　　円
５	契約保証金	施設整備請負契約第 11 条に定めるとおりとする。
６	前 払 金	金　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）における新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備（以下「施設整備業務」という。）について、武蔵野市（以下「市」という。）と施設整備企業は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な請負契約（以下「施設整備請負契約」という。）の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、施設整備請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年３月武蔵野市条例第 11 号）第２条の規定により、武蔵野市議会において施設整備請負契約の本契約の締結についての議決が得られるまでは仮契約とし、議決が得られた場合に本契約を締結する。ただし、施設整備請負契約の本契約の締結が可決されなかった場合は、施設整備請負契約の仮契約を無効とし、市は一切の責任を負わない。

また、施設整備企業が共同企業体を結成している場合は、施設整備企業は、別に市に提出した共同企業体協定書により施設整備業務を共同連帯して実施する。

施設整備請負契約の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成【●】年【●】月【●】日

市　　　　　　　　　　　武蔵野市緑町２丁目２番 28 号
武蔵野市
代表者　武蔵野市長　●●　●●

施設整備企業　　　　　【所在地】
【名　称】
【代表者】

目　次

前文

市は、武蔵野クリーンセンターを建て替えるにあたり、市民参加方式により策定した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年７月武蔵野市。以下「基本計画」という。）に基づき、安全かつ安心な本施設の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用を図ることにより効率的かつ効果的に実施する本事業を実施することとした。

本事業は、市が所有する本施設の整備及び運営を一括して民間事業者に実施させるとともに、長期複数年にわたり本施設の運営を包括的に委託する、いわゆるＤＢＯ（Design Build Operate　デザイン　ビルド　オペレート）方式により実施するものである。

このため、本事業の実施においては、長期複数年にわたる本施設の運営を安定的に継続させるために運営事業者を設立することを条件とし、本事業の実施に関する契約は、市並びに本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）及び運営事業者との間において、それぞれ以下の３つの契約から構成されるものとした。

⑴　基本契約

基本契約は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的な事項を定めた契約であり、市と事業者及び運営事業者との間で締結し、基本契約に基づいて施設整備請負契約及び運営業務委託契約を締結する。なお、基本契約は、武蔵野市議会の議決を得た施設整備請負契約の本契約の締結をもって有効とする停止条件付きの契約とする。

⑵　施設整備請負契約

施設整備請負契約は、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めた契約であり、市と本施設の整備を実施する事業者（以下「施設整備企業」という。）との間で締結する。なお、施設整備請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年３月武蔵野市条例第11号）第２条の規定により武蔵野市議会における議決が得られたときに施設整備請負契約の本契約を締結する仮契約として締結し、武蔵野市議会の議決を得ることにより本契約を締結する。

⑶　運営業務委託契約

運営業務委託契約は、本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた契約であり、市と運営事業者との間で締結し、運営事業者は基本契約及び運営業務委託契約に基づいて本施設の運営を実施する事業者（以下「施設運営企業」という。）との間で本施設の運営に関する契約を締結する。運営業務委託契約は、武蔵野市議会の議決を得た施設整備請負契約の本契約の締結をもって有効とする停止条件付きの契約とする。

また、市は本事業の実施にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）、民間資金等の活用に

よる公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第11 号）及びＰＦＩ事業実施プロセスに関するガイドライン（平成 13 年１月 22 日）に定める手続に準じて実施することとした。

市は、基本計画に基づいて本事業の実施条件等を定め、【●】年【●】月【●】日にＰＦＩ法第５条に定める手続に準じて新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）として公表し、【●】年【●】月【●】日にＰＦＩ法第６条に定める手続に準じて、本事業を実施方針に基づいて実施することが適切であると認められる特定事業として選定した。

市は、ＰＦＩ法第７条に定める手続に準じて、地方自治法第 234 条第３項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２第１項に定める総合評価一般競争入札により、本事業を実施する民間事業者を選定することとし、【●】年【●】月【●】日に本事業の実施を担う民間事業者（以下「事業者」という。）を特定した。

市は、事業者との間で新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を【●】年【●】月【●】日に締結し、その後、事業者は基本協定に基づいて運営事業者である【運営事業者の名称】を設立した。

このような経緯のもと、市と事業者及び運営事業者とは、安全かつ安心な本施設の整備及び運営の実施に向けて民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的に本事業を遂行することを目的とし、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

第１章　総則

第１条（目的）

施設整備請負契約は、基本契約に基づき、市と施設整備企業とが相互に協力し、本施設の整備を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（用語の定義）

１　施設整備請負契約において使用する用語の定義は、別紙１に定めるところによるものとする。

２　施設整備請負契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、施設整備請負契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第３条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

１　市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

２　施設整備企業は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業における施設整備業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

第４条（規定の適用関係）

１　本事業における施設整備業務に係る権利義務については、基本契約及び施設整備請負契約の規定が適用されることにより､市と施設整備企業との間において生じるものとし、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、要求水準書と事業者提案の記載内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、事業者提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

第５条（秘密の保持）

１　市及び施設整備企業は、施設整備請負契約の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、施設整備請負契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、施設整備請負契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

⑴　開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による施設整備請負契約上の義務違反によることなく公知となった情報

⑵　相手方当事者から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報

⑶　相手方当事者から開示された後に市及び施設整備企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

⑷　開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

⑸　市及び施設整備企業が、施設整備請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

３　第１項の規定にかかわらず、市及び施設整備企業は、次に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。

⑴　弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

⑵　法令、武蔵野市情報公開条例（平成 13 年３月武蔵野市条例第５号）等の規定に従い開示が要求される場合

⑶　権限ある官公署の命令に従う場合

⑷　市又は施設整備企業が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対して事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合。

⑸　市が本件業務を、事業者及び運営事業者以外の第三者に委託する、又は請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又は係る第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合

⑹　市が本事業に関して武蔵野市議会及び武蔵野市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合

第６条（指示等及び協議の書面主義）

１　施設整備請負契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び施設整備企業は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び施設整備企業は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付する。

３　市及び施設整備企業は、施設整備請負契約の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

第７条（共通事項）

１　施設整備請負契約の履行に関して市及び施設整備企業の間で用いる言語は、日本語とする。

2　施設整備請負契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
3　施設整備請負契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数は、これを切り捨てる。
4　施設整備請負契約の履行に関して市及び施設整備企業の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
5　施設整備請負契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
6　施設整備請負契約の履行に関して市及び施設整備企業の間で用いる時刻は、日本標準時とする。
7　施設整備請負契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定めた場合を除き、当該改正された法令等が事業契約に適用されるものとする。
8　施設整備企業が共同企業体を結成している場合においては、市は、施設整備請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行った施設整備請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、施設整備企業は、市に対して行う施設整備請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第２章　施設整備の実施に関する事項

第８条（契約の期間等）

1　施設整備請負契約は、武蔵野市議会の同意を得た場合に市の意思表示により本契約の締結とする仮契約として締結し、本契約の締結日からその効力を生じるものとし、解除その他期間満了以外の理由により施設整備請負契約の効力を失った日又は新管理棟等の引渡日のいずれか早い日に終了するものとする。
2　新工場棟の引渡予定日は平成 29 年３月 31 日とし、新管理棟等の引渡予定日は平成 31 年６月 30 日とする。

第９条（施設整備費内訳書及び整備工程表）

1　施設整備企業は、施設整備請負契約の本契約の締結日の翌日から起算して 14 日以内に施設整備費内訳書及び整備工程表を作成し、その内容を説明したうえで市に提出しなければならない。
2　施設整備企業は、市に実施設計図書を提出するときに必要に応じて整備工程表を見直すものとする。
3　施設整備企業は、市に実施設計図書を提出するときに工事積算内訳書に基づく施設整

備費内訳書の詳細を確定し、市の確認を得るものとする。

４　施設整備企業は、整備工程表について変更があった場合は、速やかに当該変更後の整備工程表を市に提出して確認を得るものとする。

５　施設整備費内訳書及び整備工程表は、市及び施設整備企業を拘束するものではない。ただし、第３項の規定により施設整備費内訳書について市の確認を得た後は、当該施設整備費内訳書の内容を施設整備費の内訳を変更する場合の基礎とする。

第 10 条（施設整備企業の責任）

１　施設整備企業は、基本契約及び施設整備請負契約に別途規定されている場合を除き、要求水準書等に基づいて施設整備業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、施設整備業務を適正かつ確実に実施するものとし、施設整備業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。

２　施設整備企業は、本施設が要求水準書等に規定された性能保証事項を満足することを保証し、性能が満足しない場合の責任については要求水準書に従うものとする。

第 11 条（契約の保証）

１　施設整備企業は、施設整備請負契約の本契約の締結までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号に掲げる保証を付した場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　施設整備請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

⑷　施設整備請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑸　施設整備請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、施設整備費の 100 分の 10 以上の額としなければならない。

３　第１項の規定により、施設整備企業が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　施設整備費の変更があった場合は､保証の額が変更後の施設整備費の 100 分の 10 に達するまで、市は保証の額の増額を、施設整備企業は保証の額の減額を、それぞれ請求することができる。

第 12 条（権利義務の譲渡等）

1　施設整備企業は、市の事前の承諾を得た場合を除き、施設整備請負契約上の地位又は施設整備請負契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

2　施設整備企業は、成果物（未完成の成果物及び施設整備業務を行ううえで得られた記録等を含む。）及び第 65 条第３項の規定による部分払のための確認を受けた成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　施設整備企業は、本施設並びに工事材料等のうち、第 56 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 65 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 13 条（一括委任又は一括下請負の禁止）

1　施設整備企業は、本施設の設計業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　施設整備企業は、本施設の設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、施設整備企業が事業者提案に基づいて設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、この限りでない。

3　市は、施設整備企業に対して、本施設の設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4　施設整備企業は、本施設の建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第 14 条（下請負人の通知）

市は、施設整備企業に対して、本施設の建設業務における下請負人名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 15 条（著作権の帰属）

1　成果物又は成果物を利用して完成した本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に定める著作物に該当する場合は、同法第２章及び第３章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところに従い、施設整備企業又は市及び施設整備企業の共有に帰属するものとする。

２　市が、施設整備請負契約に基づいて施設整備企業に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、市に帰属する。

第 16 条（著作物の利用等）

１　市は、成果物及び本施設について、これらが著作物に該当するか否かにかかわらず、市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、施設整備請負契約の終了後も存続するものとする。

２　施設整備企業は、市が成果物及び本施設を次に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（ただし、市が施設整備企業に提供した著作物の著作権者及び市を除く。以下、この条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第１項又は第 20 条第１項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。

⑴　成果物を利用して本施設を完成すること。

⑵　著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

⑶　本施設の完成、増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

⑷　成果物及び本施設を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

⑸　本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

⑹　本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

３　施設整備企業は、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、次に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

⑴　成果物及び本施設の内容を公表すること。

⑵　本施設に施設整備企業の実名又は変名を表示すること。

⑶　成果物及び本施設を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第 17 条（著作権等の譲渡禁止）

施設整備企業は、施設整備請負契約に定めのある場合を除き、自ら又は著作権者（市を除く。）をして、第 15 条に定める著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 18 条（著作権の侵害防止）

１　施設整備企業は、成果物及び本施設が第三者の有する著作権を侵害するものではない

ことを市に対して保証する。

2　施設整備企業は、成果物及び本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、施設整備企業がその賠償の責を負い、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 19 条（特許権等の使用）

施設整備企業は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、施設整備企業がその存在を知らなかったときは、市は、施設整備企業がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 20 条（特許権等の実施権及び使用権等）

1　施設整備企業は、市が本施設の所有及び運営（市が係る業務を第三者に委託して実施する場合も含む。）するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限（以下「実施権等」という。）があるときは、係る実施権等を自らの責任で市に付与するものとする。

2　前項に規定する施設整備企業が付与する特許権等についての実施権等は、施設整備請負契約の終了後も本施設の存続中は有効に存続するものとする。また、施設整備企業は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が施設整備企業及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、係る同意を得ていないことにより市に生じた損害を賠償しなければならない。

3　施設整備企業は、施設整備請負契約に基づく施設整備費が第１項の特許権等の実施権等の付与又は市による取得及び使用に対する対価を含むものであることを確認する。

第 21 条（かし担保）

1　市は、成果物及び本施設にかしがあるときは、施設整備企業に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。

2　前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 59 条第４項又は第５項（第 66 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から要求水準書に定める期間とする。

3　市は、成果物及び本施設の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第１項の規

定にかかわらず、その旨を直ちに施設整備企業に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、施設整備企業がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4　市は、成果物及び本施設が第１項のかしにより滅失又は毀損したときは、第２項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は、成果物及び本施設のかしが支給材料の性質又は市若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、施設整備企業が当該材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 22 条（監督員）

1　市は、監督員を置いたときは、その氏名を施設整備企業に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2　監督員は、施設整備請負契約の他の条項に定めるもの及び施設整備請負契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監督員に委任するもののほか、要求水準書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。

⑴　要求水準書等の意図する成果物を完成させるための施設整備企業又は施設整備企業の管理技術者に対する設計業務に関する指示

⑵　施設整備請負契約及び要求水準書等に定める設計業務の内容に関する施設整備企業の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

⑶　施設整備請負契約に定める設計業務の履行に関する施設整備企業又は施設整備企業の管理技術者との協議

⑷　設計業務の進捗の確認、要求水準書等の記載内容と設計業務の履行内容との照合その他施設整備請負契約の履行状況の確認

⑸　建設業務の履行についての施設整備企業又は施設整備企業の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

⑹　施設整備企業が作成した建設業務のための詳細図等の承諾

⑺　要求水準書等及び実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、建設業務の履行状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　市は、２名以上の監督員を置き、前項に掲げる権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に施設整備請負契約に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、施設整備企業に通知しなければならない。

4　第２項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。

5　市が監督員を置いた場合は、施設整備請負契約に定める市に対する請求、通知、報告、

申出、承諾及び解除については、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

6　市が監督員を置かない場合は、施設整備請負契約に定める監督員の権限は、市に帰属する。

第 23 条（総括代理人）

1　施設整備企業は、施設整備業務を管理する総括代理人を定め、その氏名その他必要事項を市に通知しなければならない。総括代理人を変更したときも同様とする。

2　総括代理人は、施設整備請負契約の履行に関し、次に掲げる権限を除き、施設整備請負契約に基づく施設整備企業の一切の権限を行使することができるものとする。

⑴　施設整備請負契約に係る施設整備費の変更

⑵　施設整備請負契約に係る施設整備費の請求及び受領

⑶　第 26 条第１項の請求の受理

⑷　第 26 条第３項の決定及び通知

⑸　施設整備請負契約の解除

3　施設整備企業は、前項の総括代理人の権限を管理技術者及び現場代理人に分担させたときにあっては総括代理人、管理技術者及び現場代理人のそれぞれが有する権限の内容を市に通知しなければならない。

4　施設整備企業は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち総括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を市に通知しなければならない。

5　施設整備企業は、施設整備請負契約に定める指示等について、要求水準書及び実施設計図書に定めるものを除き、総括代理人を経由して行うものとする。この場合において、総括代理人に到達した日をもって施設整備企業に到達したものとみなす。

6　総括代理人は、管理技術者又は現場代理人を兼ねることができるものとする。

第 24 条（管理技術者）

1　施設整備企業は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2　管理技術者は、施設整備請負契約に定める設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、前条第３項により分担された権限を行使することができるものとする。

第 25 条（現場代理人及び主任技術者等）

1　施設整備企業は、次に掲げる者を定めて事業用地に設置し、要求水準書及び実施設計

図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

⑴　現場代理人

⑵　主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第２項の工事の場合は監理技術者とし、同条第３項の工事の場合は専任の監理技術者とし、同条第４項の工事にも該当する場合は監理技術者証の交付を受けた専任の監理技術者をいう。以下同じ。）

⑶　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、施設整備請負契約に定める建設業務の履行に関し、着工後は事業用地に常駐し、その運営、取締りを行うほか、第23条第３項により分担された権限を行使することができるものとする。

３　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第26条（総括代理人等に関する措置請求）

１　市は、総括代理人、管理技術者、現場代理人がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、施設整備企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　市又は監督員は、主任技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他施設整備企業が施設整備業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で施設整備業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、施設整備企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　施設整備企業は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

４　施設整備企業は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から 10 日以内に施設整備企業に通知しなければならない。

第27条（業績等の監視及び改善要求措置）

１　施設整備企業は、施設整備請負契約、要求水準書等及び実施設計図書の定めるところ

により、施設整備業務の履行状況を確認し、市に報告する。
2　市は、前項の施設整備企業の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、施設整備業務の履行状況を監視する。
3　市は、前項に定める監視の結果、施設整備企業の責めに帰すべき事由により施設整備業務の履行状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、施設整備企業に対して直ちに改善又は復旧を図るよう改善勧告を行う。
4　施設整備企業は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、改善復旧計画書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。ただし、施設整備業務の履行状況の改善又は復旧に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合については、改善復旧計画書を提出する代わりに、施設整備企業は適切に応急処置等を行うものとし、これを市に報告する。
5　市は、前項の規定により提出された改善復旧計画書の内容が要求水準を達成できるものとなっていない、又は改善若しくは復旧の方法が合理的でないと判断した場合は、施設整備企業に改善復旧計画書の再提出を求めることができるものとする。
6　施設整備企業は、第４項の定めるところにより市の確認を受けた改善復旧計画書に基づき、直ちに施設整備業務の履行状況を改善又は復旧を図り、市の確認を受けるものとする。
7　市は、第４項に定める改善復旧計画書が提出されない場合、又は第６項に定める改善復旧計画書に定められた期限までに改善又は復旧が図られたことを確認できない場合等は、再度、第３項に定める改善勧告を行うものとする。

第 28 条（施設整備企業に対する支払）
1　市は、施設整備請負契約の定めるところにより、施設整備費を施設整備企業に支払う。
2　市は、施設整備請負契約に基づいて生じた施設整備企業に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができるものとする。

第 29 条（遅延利息）
1　市が、施設整備請負契約に基づく施設整備企業への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額の遅延利息を施設整備企業に支払わなければならない。
2　施設整備企業が、施設整備請負契約に基づく市への支払を遅延した場合は、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における前項に定める遅延利息の率を

乗じて得た額の遅延利息を市に支払わなければならない。

第 30 条（費用負担等）

1　施設整備企業による施設整備業務の実施その他施設整備請負契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、施設整備請負契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、全て施設整備企業が負担する。

2　施設整備企業による施設整備業務の実施その他施設整備請負契約上の義務の履行に必要な施設整備企業の資金の調達は、施設整備請負契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、全て施設整備請負企業が自らの責任と費用で行う。

3　市は、施設整備請負契約において別途規定されている場合を除き、施設整備企業に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

第 31 条（許認可の取得等）

1　施設整備企業は、施設整備業務を実施するために必要な一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合は、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について施設整備企業は協力しなければならない。

2　施設整備企業は、前項ただし書に定める場合を除き、施設整備業務を実施するために必要な許認可の取得若しくは維持又は必要な届出に関する責任及び損害（許認可取得の遅延により生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。

第 32 条（条件変更等）

1　施設整備企業は、施設整備業務の履行にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　要求水準書の内容に矛盾又は相違があること。

⑵　要求水準書に誤謬又は脱漏があること。

⑶　要求水準書の表示が明確でないこと。

⑷　履行上の制約等要求水準書に示された又は要求水準書の内容から想定しうる自然的若しくは人為的な履行条件が実際と相違すること。

⑸　要求水準書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、施設整備企業の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、施設整備企業が立会いに応じない場合は、施設整備企業の立会いを得ずに行うことができる。

３　市は、施設整備企業の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、その結果を施設整備企業に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ施設整備企業の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。

⑴　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し、要求水準書を訂正する必要があるものは市が行い、設計図書を訂正する必要があるものは市が指示して施設整備企業が行う。

⑵　第１項第４号又は第５号に該当し、要求水準書又は設計図書を変更する場合で本施設の変更を伴うものは、要求水準書を訂正する必要があるものは市が行い、設計図書を訂正する必要があるものは市が指示して施設整備企業が行う。

⑶　第１項第４号又は第５号に該当し、要求水準書を変更する場合で本施設の変更を伴わないものは、市と施設整備企業が協議して、要求水準書を訂正する必要があるものは市が行い、設計図書を訂正する必要があるものは市が指示して施設整備企業が行う。

５　前項の規定により要求水準書並びに設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 33 条（要求水準書の変更）

市は、前条第４項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、又は施設整備企業に設計図書を変更させることができる。この場合において、市は、必要があると認めるときは施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 34 条（要求水準書等の変更に係る施設整備企業の提案）

１　施設整備企業は、施設整備請負契約後において、要求水準書等に定める内容に関する技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、市に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等の変更を提案することができる。

２　市は、前項に規定する施設整備企業の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書を変更し、又は事業者提案並びに設計図書の変更を施設整備企業に指示することができる。

３　市は、前項の規定により要求水準書等並びに設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、施設整備期間又は施設整備費を変更しなければならない。

第 35 条（施設整備費の変更に代える設計図書の変更）

1　市は、施設整備請負契約の規定により施設整備費を増額すべき場合又は追加費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、施設整備費の増額又は追加負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更する、又は施設整備企業に設計図書を変更させることができる。この場合において、要求水準書又は設計図書の変更内容は、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、当該協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。

2　前項の協議開始の日については、市が施設整備企業の意見を聴いて定め、施設整備企業に通知しなければならない。ただし、市が施設整備費の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、施設整備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第 36 条（施設整備企業の請求による施設整備期間の延長）

施設整備企業は、施設整備企業の責めに帰すことができない事由により施設整備期間内に施設整備業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、市に施設整備期間の延長変更を請求することができる。

第 37 条（市の請求による施設整備期間の短縮等）

1　市は、特別の理由により施設整備期間を短縮する必要があるときは、施設整備期間の短縮変更を施設整備企業に請求することができる。

2　市は、施設整備請負契約の他の条項の規定により施設整備期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる施設整備期間の延長を行わない、又は通常必要される施設整備期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3　市は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 38 条（施設整備期間の変更方法）

1　施設整備期間の変更については、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、当該協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。

2　前項の協議開始の日については、市が施設整備企業の意見を聴いて定め、施設整備企業に通知するものとする。ただし、市が施設整備期間の変更事由が生じた日（第 36 条の場合にあっては、市が施設整備期間の変更請求を受けた日、第 37 条の場合にあっては、施設整備企業が施設整備期間の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を

通知しない場合は、施設整備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第 39 条（履行遅滞の場合における損害金等）

1　施設整備企業の責に帰すべき理由により施設整備期間内に施設整備業務を完了することができない場合においては、市は、損害金の支払を施設整備企業に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、施設整備費から部分引渡しを受けた部分に相応する施設整備費を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に定める割合で計算した額とする。

第 40 条（施設整備費の変更方法等）

1　施設整備費の変更については、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。

2　前項の協議開始の日については、市が施設整備企業の意見を聴いて定め、施設整備企業に通知するものとする。ただし、施設整備費の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、施設整備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

3　施設整備請負契約の規定により、施設整備企業が増加費用を必要とする場合又は損害を受けた場合に、市が負担する必要な費用の額については、市と施設整備企業が協議して定める。

第 41 条（賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更）

1　市又は施設整備企業は、施設整備期間内で施設整備請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。

2　市又は施設整備企業は、前項の規定による請求があったときは、変動前残施設整備費（施設整備費から当該請求時の建設業務の履行済の部分に相応する施設整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設整備費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設整備費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残施設整備費の 1000 分の 15 を超える額につき、施設整備費の変更に応じなければならない。

3　変動前残施設整備費及び変動後残施設整備費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と施設整備企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、施設整備企業に通知する。

4　第１項の規定による請求は、前３項の規定により施設整備費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第１項中「施設整備請負契約締結の日」とあるのは「この条の規定による施設整備費の変更の基準とした日（当該日が２以上あるとき

は、当該日のうち最後の日)」と読み替えるものとする。
5　特別な要因により施設整備期間内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときは、市又は施設整備企業は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。
6　予期することのできない特別の事情により、施設整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不適当となったときは、市又は施設整備企業は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。
7　前2項の場合において、施設整備費の変更額については、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、施設整備企業に通知する。
8　第3項及び前項の協議開始の日については、市が施設整備企業の意見を聴いて定め、施設整備企業に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、施設整備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第42条（臨機の措置）
1　施設整備企業は、災害その他これに類する事態の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、施設整備企業は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる事情があるときは、この限りでない。
2　前項ただし書に規定する場合においては、施設整備企業は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
3　監督員は、災害防止その他施設整備業務の履行上、特に必要があると認めるときは、施設整備企業に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4　施設整備企業が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、施設整備企業が施設整備費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市が負担する。

第43条（一般的損害）
成果物又は本施設の全部若しくは一部の引渡し前に、成果物又は本施設若しくは工事材料について生じた損害その他施設整備業務の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第46条第1項に規定する損害を除く。）については、施設整備企業がその費用を負担する。ただし、その損害（第80条の規定により付保された保険等により填補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

第 44 条（第三者に及ぼした損害等）

１　施設整備業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、施設整備企業がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 80 条の規定により付保された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、施設整備業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち施設整備業務の履行につき施設整備企業が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、施設整備企業が負担する。

３　前２項の場合その他施設整備業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と施設整備企業が協力してその処理解決に当たるものとする。

第 45 条（法令変更による措置）

１　市及び施設整備企業は、法令等の変更等により、施設整備請負契約若しくは要求水準書等の変更が必要になる場合又は施設整備業務の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。

２　市及び施設整備企業は、前項の規定による通知が送付された場合は、施設整備請負契約若しくは要求水準書等の変更又はこれらに伴い増減する費用の負担等について協議する。この場合において、施設整備企業は、法令等の変更等又はこれに伴う施設整備請負契約若しくは要求水準書等の変更による施設整備業務の実施に関する費用の増減について、市に申し出なければならない。

３　当該法令等の変更等の公布日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を施設整備企業に通知することとし、施設整備企業はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については第４項による。

４　施設整備請負契約の締結後において、法令等の変更等により、施設整備業務の実施に関して施設整備企業に合理的な増加費用が発生した場合は、次に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により市の支払額が増加する場合は、次の各号にかかわらず市が当該増加費用を負担する。

⑴　地方公共団体が所有する施設の整備に、特別に又は類型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合は、市が当該増加費用を負担する。

⑵　前号に該当するものを除くほか、施設の整備に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う施設整備企業による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、市が当該増加費用を負担する。

⑶　前２号に該当するものを除くほか、法令等の変更等の場合は、施設整備企業が当該

増加費用を負担する。ただし、施設整備業務の遂行上重大な支障があると認められる場合は、市及び施設整備企業は、当該増加費用の負担について協議するものとする。

5　市は、法令等の変更等により施設整備費が減少すると合理的に見込まれる場合は、合理的な金額の範囲内で施設整備費を減額することができるものとする。

6　市は、法令等の変更等により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、施設整備企業と協議のうえ、引渡予定日を変更する。

第 46 条（不可抗力による損害）

1　本施設の引渡し前に、天災等（要求水準書及び実施設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で市及び施設整備企業の双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、本施設、仮設物又は事業用地に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、施設整備企業は、その事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2　市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（施設整備企業が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 80 条の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を施設整備企業に通知しなければならない。

3　施設整備企業は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市に請求することができる。

4　市は、前項の規定により施設整備企業から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（本施設、仮設物又は事業用地に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 56 条第２項、第 57 条第１項若しくは第２項又は第 65 条第３項の規定による検査、立会いその他施設整備企業の建設業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち施設整備費の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

⑴　本施設に関する損害

　損害を受けた本施設に相応する施設整備費とし、残存価値のある場合はその評価額を差し引いた額とする。

⑵　工事材料に関する損害

　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する施設整備費とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害

　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当

該建設業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本施設に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「施設整備費の 100 分の１を超える額」とあるのは「施設整備費の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第 47 条（施設整備業務の中止）

1　市は、施設整備企業の責めに帰すことができない事由により施設整備企業が施設整備業務を履行できないと認められるときは、市は、施設整備業務の中止内容を直ちに施設整備企業に通知して、施設整備業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

2　市は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、施設整備業務の中止内容を施設整備企業に通知して、施設整備業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

3　市は、前２項の規定により施設整備業務の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業が施設整備業務の続行に備え施設整備業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは施設整備企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第３章　施設整備業務に関する事項

第 48 条（調査業務）

1　施設整備企業は、要求水準書等に定めるところにより、自らの費用で、自ら又は第三者をして施設整備業務の実施に必要な調査を行うものとする。

2　施設整備企業は、前項の規定によるもののほか、自らの費用で、必要に応じて、自ら又は第三者をして事業用地の測量、地盤調査その他施設整備業務の実施に必要な調査を行うことができる。

3　市は、前２項の場合において、施設整備企業に対して調査業務を委任し、又は請け負わせた第三者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

4　施設整備企業は、調査業務に着手する前に調査業務計画書を作成し、市に提出して確認を得なければならない。

5　施設整備企業は、調査業務を終了したときは、調査業務報告書を作成し、市に提出し

なければならない。

第 49 条（設計業務）

1　施設整備企業は、要求水準書等に定めるところにより設計業務を実施する。

2　施設整備企業は、要求水準書及び整備工程表に従い、市に対して基本設計図書を提出するとともに、基本設計図書の内容が要求水準書等又は設計業務に関する市の指示若しくは市と施設整備企業との協議結果に適合することの確認を得なければならない。

3　施設整備企業は、要求水準書等及び整備工程表に従い、市に対して実施設計図書を提出するとともに、実施設計図書の内容が要求水準書等又は基本設計図書若しくは設計業務に関する市の指示若しくは市と施設整備企業との協議結果に適合することの確認を得なければならない。

4　市は、前 2 項の確認において不具合等が認められたときは、施設整備企業に是正を求めることができるものとし、施設整備企業は自らの責任と費用負担において速やかに是正を行い、それぞれに規定するところにより確認を受けなければならない。

5　施設整備企業は、前各項の規定により市が実施設計図書の確認を実施したことをもって、第 10 条第 2 項及び第 21 条の責任を免れることはできない。

第 50 条（貸与品等）

1　市が施設整備企業に貸与し、又は支給する図面その他設計業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の有無、品名、数量、品質、規格又は性能並びに引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによるものとする。

2　施設整備企業は、貸与品等の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から 7 日以内に市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　施設整備企業は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　施設整備企業は、要求水準書の定めるところにより、設計業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品等を市に返還しなければならない。

5　施設整備企業は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第 51 条（要求水準書等と設計図書の内容が一致しない場合の修補義務）

施設整備企業は、設計図書の内容が要求水準書等又は市の指示若しくは市と施設整備企業との間における協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が市の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたとき

は必要な費用を負担しなければならない。

第 52 条（建設業務）
1　施設整備企業は、要求水準書等及び実施設計図書に定めるところにより建設業務を実施する。
2　施設整備企業は、実施設計図書について市の確認を受けた後、新工場棟の施工を開始する。
3　施設整備企業は、新工場棟の引渡日の前までに要求水準書等に定めるところにより、予備性能試験、引渡性能試験、軽負荷運転試験、高負荷運転試験、安定稼働試験、試運転及び運転指導を行うものとする。
4　市は、試運転のための処理対象物の提供を行う。
5　市は、試運転により得られた残渣等について、指定された要件を満たすことを確認後、市の責任において運搬、処理又は処分を行う。
6　施設整備企業は、前項の場合において、指定された要件を満たさない残渣等について、施設整備企業の責任において適切に運搬、処理又は処分を行う。
7　施設整備企業は試運転により得られた電気及び熱については、新工場棟内で利用するほか余剰分については、無償で周辺公共施設への提供等を行う。

第 53 条（事業用地の確保等）
1　市は、要求水準書及び実施設計図書において市が提供すべきものと定められた建設業務の履行上、必要な用地（以下「事業用地」という。）を施設整備企業が建設業務の履行上、必要とする日（要求水準書及び実施設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
2　施設整備企業は、確保された事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3　施設整備業務の完了、要求水準書及び実施設計図書の変更等によって事業用地が不用となった場合において、当該事業用地に施設整備企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、施設整備企業は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
4　前項の場合において、施設整備企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、施設整備企業に代わって当該物件を処分し、事業用地の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、施設整備企業は、市の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する施設整備企業のとるべき措置の期限、方法等については、市が施設整備企業の意見を聴いて定める。

第 54 条（支給材料及び建設業務貸与品）

１　市が施設整備企業に貸与し、又は支給する次に掲げるものの有無、品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書及び実施設計図書に定めるところによるものとする。

⑴　市が施設整備企業に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）

⑵　市が施設整備企業に貸与する建設機械器具（以下「建設業務貸与品」という。）

２　監督員は、支給材料又は建設業務貸与品の引渡しにあたっては、施設整備企業の立会いのうえ、市の負担において、当該支給材料又は建設業務貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書及び実施設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、施設整備企業は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

３　施設整備企業は、支給材料又は建設業務貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から７日以内に市に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　施設整備企業は、支給材料又は建設業務貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は建設業務貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。

５　市は、施設整備企業から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは建設業務貸与品に代えて他の支給材料若しくは建設業務貸与品を引き渡し、支給材料若しくは建設業務貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは建設業務貸与品の使用を施設整備企業に請求しなければならない。

６　市は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は建設業務貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　市は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

８　施設整備企業は、支給材料及び建設業務貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　施設整備企業は、要求水準書及び実施設計図書の定めるところにより、施設整備業務の完了、要求水準書及び実施設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は建設業務貸与品を市に返還しなければならない。

10　施設整備企業は、故意又は過失により支給材料又は建設業務貸与品が滅失若しくは毀

損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　施設整備企業は、支給材料又は建設業務貸与品の使用方法が要求水準書及び実施設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第 55 条（関連工事の調整）

1　施設整備企業は、施設整備企業が履行する建設業務と市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。

2　施設整備企業は、前項の調整の結果を市に報告するものとし、調整が調わない場合は市が調整を行うものとする。

第 56 条（工事材料の品質及び検査等）

1　工事材料の品質については、事業者提案及び実施設計図書の定めるところによる。事業者提案及び実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、本施設が要求水準を満たすために十分な品質を有するものとする。

2　施設整備企業は、要求水準書及び実施設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。

3　監督員は、施設整備企業から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　施設整備企業は、事業用地内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで事業用地外に搬出してはならない。

5　施設整備企業は、前項の規定にかかわらず、検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に事業用地外に搬出しなければならない。

第 57 条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

1　施設整備企業は、要求水準書及び実施設計図書において、監督員立会いのうえ、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　施設整備企業は、要求水準書及び実施設計図書において監督員立会いの上、履行するものと指定された建設業務については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　施設整備企業は、前２項に規定するほか、市が特に必要があると認めて要求水準書及び実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材

料の調合又は建設業務を履行をするときは、要求水準書及び実施設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、施設整備企業から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督員が正当な理由なく施設整備企業の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、施設整備企業は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は建設業務を履行することができる。この場合において、施設整備企業は、当該工事材料の調合又は当該建設業務の履行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。

第 58 条（実施設計図書に不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

1　施設整備企業は、建設業務の履行済部分が実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市の責めに帰すべき事由によるときは、市は、必要があると認められるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

2　監督員は、施設整備企業が第 56 条第２項又は前条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、建設業務の履行済部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督員は、建設業務の履行済部分が実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を施設整備企業に通知して、建設業務の履行済部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。

第４章　施設整備費の支払等

第 59 条（検査及び引渡し）

1　施設整備企業は、本施設が完成したときは、その旨を市に通知しなければならない。

2　市は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 14 日以内に施設整備企業の立会いのうえ、要求水準書及び実施設計図書に定めるところにより、本施

設の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を施設整備企業に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を施設整備企業に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。

4　市は、第２項の検査によって本施設の完成を確認した後、施設整備企業が本施設の引渡しを申し出たときは、直ちに当該本施設の引渡しを受けなければならない。

5　市は、施設整備企業が前項の申出を行わないときは、当該本施設の引渡しを施設整備費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、施設整備企業は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　施設整備企業は、本施設が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建設業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

第 60 条（施設整備費の支払方法）

1　施設整備企業は、前条第２項の検査に合格したときは、施設整備費の支払を請求することができる。

2　市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から 40 日以内に施設整備費を支払わなければならない。

3　市がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第 61 条（部分使用）

1　市は、第 59 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、新工場棟又は新管理棟等の全部又は一部を施設整備企業の承諾を得て無償で使用することができる。

2　前項の場合において、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　市は、第１項の規定により新工場棟又は新管理棟等の全部又は一部を使用したことによって施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 62 条（前金払）

1　施設整備企業は、保証事業会社と、施設整備請負契約書記載の施設整備業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、１億円を

限度とし、施設整備費の100分の40以内の前払金の支払を市に請求することができる。
2　市は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく前払金を支払うものとする。
3　施設整備企業は、請求代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の施設整備費の100分の40から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
4　施設整備企業は、施設整備費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の施設整備費の100分の50を超えるときは、施設整備企業は、施設整備費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
5　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と施設整備企業が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、施設整備費が減額された日から25日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。
6　市は、施設整備企業が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第63条（保証契約の変更）
1　施設整備企業は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
2　施設整備企業は、前項に定める場合のほか、施設整備費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
3　施設整備企業は前払金額の変更を伴わない施設整備期間の変更が行われた場合は、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第64条（前払金の使用等）
施設整備企業は、前払金を施設整備業務の履行に係る委託費、材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（施設整備業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第65条（部分払）
1　施設整備企業は、施設整備業務の完了前に、施設整備業務の履行部分並びに事業用地に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第56条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないも

のにあっては実施設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する施設整備費相当額の100分の90以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、武蔵野市契約事務規則（昭和 39年５月武蔵野市規則第15号）に規定する回数を超えることができない。
2　施設整備企業は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る施設整備業務の履行部分又は事業用地に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
3　市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、施設整備企業の立会いのうえ、要求水準書等及び実施設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を施設整備企業に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を施設整備企業に通知して、建設業務の履行済の部分を最小限度破壊して検査することができる。
4　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。
5　施設整備企業は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の施設整備費相当額は、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から13日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。

部分払いの額≦第１項の施設整備費相当額×（９／10－前払金額／施設整備費）

7　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「施設整備費相当額」とあるのは「施設整備費相当額から既に部分払の対象となった施設整備費相当額を控除した額」とするものとする。

第66条（部分引渡し）
1　本施設について、市が要求水準書及び実施設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の建設業務が完了したときについては、第59条中「建設業務」とあるのは「指定部分に係る建設業務」と、「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と、同条第５項及び第60条中「施設整備費」とあるのは「部分引渡しに係る施設整備費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
2　前項の規定により準用される第 60 条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る施設整備費の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する施設整備費の額は、市と施設整備企業が協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第60条第１項の請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。

部分引渡しに係る施設整備費の額＝指定部分に相応する施設整備費の額×（１－前払金額／施設整備費）

第 67 条（前払金等の不払に対する建設業務中止）

1　施設整備企業は、市が第 62 条若しくは第 65 条又は第 66 条において準用される第 60 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、施設整備企業は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

2　市は、前項の規定により施設整備企業が建設業務を中止した場合において、必要があると認められるときは、施設整備期間若しくは施設整備費を変更し、又は施設整備企業が建設業務の続行に備え建設業務の履行場所である事業用地を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の建設業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは施設整備企業に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第 68 条（債務負担行為に係る契約の特則）

1　各会計年度における施設整備費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円
年度　　円

2　支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度　　円
年度　　円
年度　　円
年度　　円

3　市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

第 69 条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

1　債務負担行為に係る契約の前金払については、第 62 条中「施設整備請負契約書記載の施設整備業務完了の時期」とあるのは「施設整備請負契約書記載の施設整備業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末。）」と、第 62 条及び第 63 条中「施設整備費」とあるのは「当該会計年度の建設業務の履行予定額（前会計年度

末における第 65 条第１項の施設整備費相当額（以下、本条及び次条において「施設整備費相当額」という。）が前会計年度までの建設業務の履行予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、施設整備請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、施設整備企業は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が要求水準書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第 62 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の請求をすることができない。

3　第１項の場合において、前会計年度末における施設整備費相当額が前会計年度までの建設業務の履行予定額に達しないときには、第１項の規定による読み替え後の第 62 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、施設整備費相当額が前会計年度までの建設業務の履行予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

4　第１項の場合において、前会計年度末における施設整備費相当額が前会計年度までの建設業務の履行予定額に達しないときには、その額が当該建設業務の履行予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合は、第 63 条第３項の規定を準用する。

第 70 条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

1　前会計年度末における施設整備費相当額が前会計年度までの建設業務の履行予定額を超えた場合は、施設整備企業は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「建設業務の履行超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、施設整備企業は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 65 条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦施設整備費相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛施設整備費相当額－（前年度までの建設業務の履行予定額＋建設業務の履行超過額)}×当該会計年度前払金額／当該会計年度の建設業務の履行予定額

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、第 65 条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年度　　　円
年度　　　円
年度　　　円
年度　　　円

第 71 条（債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則）

施設整備請負契約の解除に伴う措置については、第 77 条第３項中「第 62 条」とあるのは「第 62 条（第 69 条において準用する場合を含む。）」と、「第 65 条」とあるのは「第 65 条及び第 70 条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 72 条（第三者による代理受領）

１　施設整備企業は、市の承諾を得て施設整備費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　市は、前項の規定により施設整備企業が第三者を代理人とした場合において、施設整備企業の提出する支払請求書に当該第三者が施設整備企業の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 60 条（第 66 条において準用する場合を含む。）又は第 65 条の規定に基づく支払をしなければならない。

第５章　契約の解除等

第 73 条（市の解除権）

１　市は次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、施設整備請負契約を解除することができる。

⑴　施設整備企業が、正当な理由なく、施設整備請負契約に定める義務を履行せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　施設整備企業の責めに帰すべき理由により、施設整備請負契約上の施設整備企業の義務の履行が不能となったとき。

⑶　施設整備企業が第 23 条第１項に掲げる者を設置しなかったとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、施設整備企業が施設整備請負契約に違反し、その違反により施設整備請負契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑸　施設整備企業が第 76 条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

⑹　施設整備企業（施設整備企業が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　役員又はその使用人その他の従事者（以下「役員等」という。）が、暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　暴力団団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団

関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ　役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ　下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

キ　施設整備企業がアからオまでのいずれかに該当する者を下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が施設整備企業に対して当該契約の解除を求め、施設整備企業がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により施設整備請負契約が解除された場合においては、施設整備企業は、施設整備費の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　市は、第２項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合は、当該損害の超過額を施設整備企業に請求することができる。

第74条（談合その他不正行為による解除）

市は、施設整備企業が施設整備請負契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、施設整備請負契約を解除することができる。

⑴　事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項の排除措置命令を受け、かつ、同条第６項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

⑵　事業者が、独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第４項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

⑶　事業者が、独占禁止法第66条第１項の規定による却下の審決、同条第２項の規定による棄却の審決又は同条第３項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77

条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4)　事業者が、独占禁止法第 77 条第１項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5)　事業者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項、第 90 条（第３号を除く。）若しくは第 95 条第１項（第２号及び第３号を除く。）の刑が確定したとき。

第 75 条（協議解除）

１　市は、施設整備業務が完了するまでの間は、第 73 条第１項及び前条第１項の規定によるほか、必要があるときは、施設整備請負契約を解除することができる。

２　市は、前項の規定により施設整備請負契約を解除したことにより施設整備企業に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 76 条（施設整備企業の解除権）

１　施設整備企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

⑴　第 33 条の規定により要求水準書を変更したため施設整備費が３分の２以上減少したとき。

⑵　第 47 条の規定による施設整備業務の中止期間が施設整備期間の 100 分の 50（施設整備期間の 100 分の 50 が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が施設整備業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の施設整備業務が完了した後３月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。

⑶　市が施設整備請負契約に違反し、その違反によって施設整備請負契約の履行が不可能となったとき。

２　施設整備企業は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

第 77 条（解除に伴う措置）

１　市は、施設整備請負契約が解除された場合においては、建設業務の履行済の部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた建設業務の履行済の部分に相応する施設整備費を施設整備企業に支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を施設整備企業に通知して、建設業務の履行済の部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、施設整備企業の負担とする。

3　第１項の場合において、第 62 条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第 65 条の規定による部分払いをしているときは、その部分払いにおいて償却した前払金の額を控除した金額）を第１項前段の建設業務の履行済の部分に相応する施設整備費から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、施設整備企業は、解除が第 73 条又は第 74 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて支払遅延防止法に定める割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前２条の規定によるときにあっては、その余剰額を市に返還しなければならない。

4　施設整備企業は、施設整備請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の建設業務の履行済みの部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が施設整備企業の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は建設業務の履行済の部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　施設整備企業は、施設整備請負契約が解除された場合において、貸与品等又は建設業務貸与品があるときは、当該貸与品等又は建設業務貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等又は建設業務貸与品が施設整備企業の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　施設整備企業は、施設整備請負契約が解除された場合において、事業用地に施設整備企業が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、施設整備企業は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、施設整備企業が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、施設整備企業に代わって当該物件を処分し、事業用地を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、施設整備企業は、市の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する施設整備企業のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 73 条又は第 74 条の規定によるときは市が定め、前２条の規定によるときは、施設整備企業が市の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する施設整備企業のとるべき措置の期限、方法等については、市が施設整備企業の意見を聴いて定めるものとする。

第78条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

1　第11条第1項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、施設整備企業が第73条第1項各号のいずれかに該当するときは、市は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、建設業務を完了させるよう請求することができる。

2　施設整備企業は、前項の規定により保証人が選定し、市が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から市に対して、この契約に基づく次に定める施設整備企業の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)　施設整備費債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る施設整備費として施設整備企業に既に支払われたものを除く。）

(2)　工事完成債務

(3)　かし担保債務（施設整備企業が施工した建設業務の履行済の部分のかしに係るものを除く。）

(4)　解除権

(5)　その他施設整備請負契約に係る一切の権利及び義務（第44条の規定により施設整備企業が履行した建設業務に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3　市は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が前項各号に規定する施設整備企業の権利及び義務を承継することを承諾する。

4　第1項の規定による市の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて市に対して施設整備企業が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第79条（不正行為に伴う損害の賠償の予約）

1　施設整備企業は、第74条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が施設整備請負契約を解除するか否かを問わず、基本契約第31条第2項から第4項までの規定に従い、賠償金を市に支払わなければならない。

2　前項の規定は、第59条第4項から第6項までの規定により本施設の引渡し後においても適用があるものとする。

3　前項の場合において、施設整備企業が共同企業体であり、既に解散されているときは、市は、施設整備企業の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、施設整備企業の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の規定による賠償金を市に支払わなければならない。

4　第1項の規定は、市に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第６章　その他

第 80 条（保険の付保）

１　施設整備企業は、本施設及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等について要求水準書及び実施設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）を付保しなければならない。

２　施設整備企業は、前項の規定にかかわらず事業者提案に基づいて自らの責任と費用負担により、施設整備業務の実施に必要となる保険を付保することができるものとし、当該保険を付保したときは、直ちにその旨を市に通知しなければならない。

３　施設整備企業は、前各項の規定により保険契約を締結したときは、その証券及び保険約款（特約がある場合は、当該特約に関する書類を含むものとする。）又はこれらに代わるものの写しを直ちに市に提出しなければならない。

第 81 条（公共工事の遵守事項）

施設整備企業は、施設整備請負契約及び建設業務にあたっては、法令によって定められた規定のほか、次に掲げる規定を遵守するものとする。

⑴　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 17 条（昭和 46 年労働省令第 24 号）の規定を遵守すること。

⑵　吸収失業者の就労については、所轄公共職業安定所と連絡を密にして協力すること。

⑶　建設業務の完了に際しては、工事竣工届に第１号を遵守したことの証明書を所轄公共職業安定所長から受領添付すること。

第 82 条（室内空気環境対策）

１　この条項の対象は全ての用途の公共施設における、市の指定する、室内に化学物質を発生させる恐れのある工事とする。施設整備企業は実施設計図書に定められた測定を行い、その結果を書面により市に通知しなければならない。

２　前項の測定により実施設計図書に定める指針値を超えた場合は、市と施設整備企業が協議して原因を究明し、必要な措置を講ずる。この場合において、施設整備企業は工期の延長を市に請求することができる。また、費用の負担については、別途協議するものとする。

第 83 条（地元雇用）

施設整備企業は、施設整備業務の実施にあたり、地元の雇用促進に配慮するものとする。

第 84 条（準拠法及び管轄裁判所）

1　施設整備請負契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2　施設整備請負契約に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

第 84 条（建設業務に関するあっせん又は調停）

1　施設整備請負契約における建設業務に関する各条項において市と施設整備企業が協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに市が定めたものに施設整備企業が不服である場合その他施設整備請負契約における建設業務に関して市と施設整備企業との間に紛争が生じた場合は、市及び施設整備企業は、建設業法による東京都建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。ただし、本項の規定は、審査会が取り扱うことができる紛争に限って適用する。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他施設整備企業が建設業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は監理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 26 条第３項の規定により施設整備企業が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により市が決定を行った後又は市若しくは施設整備企業が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、市及び施設整備企業は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第 85 条（仲裁）

市及び施設整備企業は、その一方又は双方が前条の調停人又は審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第 86 条（解釈）

施設整備請負契約に定めのない事項については、武蔵野市契約事務規則によるものとし、同規則に定めのない事項又は施設整備請負契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び施設整備企業が協議して定めることとする。

別紙１　用語の定義

施設整備請負契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

1　「アドバイザー」とは、市又は事業者から本事業の実施又は本事業の入札手続等に関して業務を受任し、又は請け負った者をいう。

2　「運営業務委託契約」とは、市と運営事業者との間で締結する「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する運営業務委託契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と運営事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。

3　「完成図書」とは、本施設の完成図、取扱説明書その他計算書及び報告書等の総称をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。

4　「基本契約」とは、市と事業者及び運営事業者との間で平成●年●月●日付で締結した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する基本契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。

5　「基本設計図書」とは、本施設の基本設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。

6　「建設業務」とは、本施設の建設工事を行う業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び事業者提案によるものとする。

7　「市」とは、基本協定及び事業契約の締結当事者である武蔵野市の略称をいう。

8　「事業期間」とは、基本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は平成 49 年３月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。

9　「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運営業務委託契約の総称をいう。

10　「事業者提案」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。

11　「事業年度」とは、事業期間中の４月１日から翌年の３月 31 日までの期間とし、初年度については運営事業者の設立日から最初に到来する３月 31 日までとする。

12　「施設運営業務」とは、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて本施設を運営する業務をいう。

13　「施設整備請負契約」とは、市と施設整備企業との間で締結する「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約

による修正及び変更する部分を含む。）をいう。

14　「施設整備期間」とは、施設整備請負契約の本契約の締結日（同日を含む。）から新管理棟等の引渡日（同日を含む。）までの期間をいう。

15　「施設整備費」とは、本事業において基本契約及び施設整備請負契約に基づいて市が施設整備企業に支払う施設整備業務を実施したことの対価の総額をいう。

16　「実施設計図書」とは、本施設の実施設計の内容を示す設計図書をいい、その内容の詳細は要求水準書によるものとする。

17　「消費税等」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。

18　「新管理棟等」とは、本施設のうち要求水準及び事業者提案に基づいて整備される新管理棟、再利用する既存煙突の外筒の耐震補強部分、連絡通路及び関連する附帯施設の総称をいう。

19　「新工場棟」とは、本施設のうち要求水準及び事業者提案に基づいて整備される焼却施設（熱回収施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、再利用する既存煙突の内筒及び関連する附帯施設の総称をいう。

20　「成果物」とは、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案その他市の要求に基づいて施設整備企業が作成して市に提出する基本設計図書、実施設計図書及び完成図書その他の一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

21　「設計業務」とは、本施設の設計を行う業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び事業者提案によるものとする。

22　「設計図書」とは、基本設計図書と実施設計図書の総称をいう。

23　「調査業務」とは、本施設の設計又は建設工事のために必要な調査業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書及び事業者提案によるものとする。

24　「引渡日」とは、施設整備企業が市に新工場棟又は新管理棟等を実際に引き渡す日をいう。

25　「引渡予定日」とは、施設整備企業が市に新工場棟又は新管理棟等を引き渡す予定日をいい、新工場棟の引渡予定日は平成 29 年 3 月 31 日、新管理棟等の引渡予定日は平成 31 年 6 月 30 日をいう。

26　「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

27　「法令等の変更等」とは、事業契約締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。

28　「本件業務」とは、施設整備業務及び施設運営業務の総称をいう。

29　「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者及び運営事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された

水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。

30　「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が配布した資料である「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。

31　「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案の総称をいう。